

⑦給与支払報告書の手引き

給与を支払った事業所は、地方税法第317条の6の規定により、前年中（1月1日から12月31日）に事業所が支払った給与等について、受給した方が1月1日に居住する市区町村に給与支払報告書を提出しなければならないこととなっております。

変更点 令和6年分所得税の定額減税額等の記入

令和7年実施予定の不足額給付の額を算出する際に必要となり、記入がない場合は納税者本人が不足額給付を受けることができなくなる場合がありますので、漏れないよう必ず記入してください。

「⑦給与支払報告書（個人別明細書）」の「(摘要)」欄には、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」と同様、実際に源泉徴収税額から控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」（所得税額が0円の場合は「源泉徴収時所得税減税控除済額0円」）、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記入してください。

詳しくは、国税庁定額減税特設サイトの「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>



【所得が1,000万円を超え、同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分を減税分に含めた場合の記入例】

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）		税 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
郡山市	郡山市〇〇町 1-2-3	1	14,400,000	12,300,000	2,849,930	1,283,900
源泉徴収対象配偶者の有無等	配偶者（特別） 控除の額	特定	1	1	1	1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地産保険料の控除額	住宅貸入金等特別控除の額			
1569	930	120,000	50,000	205,000		
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有						

事業所で定額減税額を源泉徴収時に控除した場合は必ず記入してください。

1 給与支払報告書の提出について

(1) 該当者

- ア 令和6年中に給与等の支払いを受けている方（パート、アルバイト、中途退職者を含む。）
- イ 令和5年中の退職者で、令和6年中に支払われた給与等がある方

(2) 提出期限

令和7年1月31日(金)

給与支払報告・特別徴収に関する問合せ先

郡山市税務部市民税課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
 電話 (024) 924-2081 FAX (024) 935-5320
 e-mail shiminzei@city.koriyama.lg.jp

(3) 提出するもの

①総括表

- 郡山市から送付する**指定番号入り給与支払報告書（総括表）**を使用してください。**法定総括表又は事業所独自の総括表を使用する場合は、各事業所で必ず郡山市の指定番号**を記入してください。（郡山市に初めて提出する場合、指定番号の記入は不要です。）
- 年の途中で就職した方がいる場合、他社分の給与（前職分）を合算して年末調整を実施しているかどうか、「4 年末調整」の該当欄に○をつけてください。
- 「5 納入書」については、特別徴収税額を銀行・ゆうちょ銀行等で納入する事業所は**必要**に○を、eLTAX等での電子納付システムで納入し、納入書が不要な事業所は**不要**に○をつけてください。

②個人別明細書

個人別明細書の用紙が必要な場合は、郡山市ウェブサイトからダウンロードしてください。

郡山市 給与支払報告書

検索



郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/30/5169.html>

特別徴収該当者と普通徴収該当者の間に**必ず仕切紙を挟み、確実に区分してください。**（市送付の総括表裏面に「仕切紙」が添付されています。）なお、特別徴収該当者のみの場合も最後に仕切紙を入れてください。

郡山市への報告は1人につき**1枚**提出してください。（**副本の提出は不要です。**）

- ◆ 特別徴収 … 市県民税を毎月の給与から差し引いて事業主が代わりに市区町村へ納める方法
- ◆ 普通徴収 … 市県民税を納税義務者本人が直接、市区町村へ納める方法
- ※ 普通徴収への切替については、4ページをご覧ください。

(4) 提出先

- 令和7年1月1日現在で、給与等の支払いを受けている方が実際に居住している住所の市区町村
- ※ 原発避難者特例法に基づく指定市町村から住民票を移さずに避難している方の給与支払報告書は、**住民票のある市町村に提出**してください。
- ※ 単身赴任等で勤務を要しない休日等に妻子のもとに帰る場合は、**妻子の居住する市区町村に提出**してください。（独身者は居住地の市区町村に提出してください。）

電子申請のご案内

郡山市では、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について、eLTAXを利用した電子申告による受付を行っています。



自宅・オフィスから
一括提出

eLTAX
利用料・手数料0円

全国の
地方公共団体へ
一括提出

給与支払報告書と
源泉徴収票を
一括提出

eLTAX ご利用の流れ

eLTAXホームページから利用届出を作成・提出します。

利用者IDと暗証番号が発行されます。

対応ソフトウェアをeLTAXホームページから取得します。

電子申告・電子申請・届出・電子納税を行います。

◆電子申告による給与支払報告書の提出義務基準の変更について

令和3年1月1日以降の提出分より、給与支払報告書について基準年（前々年）における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上である場合は、電子申告（eLTAX又は光ディスク等）による提出が必要となりました。

詳しくはこちらを
ご覧ください

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



よくあるご質問
<https://eltax.custhelp.com/>



2 個人別明細書作成時の注意事項について

① 住所について
<ul style="list-style-type: none">・ 支払を受ける方の欄の住所には令和7年1月1日現在の居住地を記入してください。方書きがある方は、「〇〇アパート〇号室」「△△方」と記入してください。
② マイナンバー・法人番号の記入について
<ul style="list-style-type: none">・ 従業員、（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーを記入してください。・ 支払者の欄には以下について記入してください。<ul style="list-style-type: none">◆ 個人事業主 ⇒ マイナンバー（右詰）◆ 法人 ⇒ 法人番号
③（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族について
<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者及び扶養親族のフリガナも苗字から記入してください。・ 16歳未満の扶養親族の控除額はありますが、扶養親族の数は市県民税の非課税判定に用いられますので、忘れずに記入してください。
④ 所得控除の支払額について
<ul style="list-style-type: none">・ 生命保険料及び地震保険料控除額は、所得税と市県民税で計算方法が違います。税額算出の根拠となりますので生命保険料及び地震保険料の支払額は忘れずに記入してください。
⑤ 摘要欄について
<p>◎令和6年分所得税について、定額減税の特別控除を受けた方の「控除済額」及び「控除外額」を必ず記入してください。令和7年実施予定の「不足額給付」算定で必要となりますので、忘れずに記入してください。特に、合計所得金額が1,000万円超の方で同一生計配偶者（控除対象配偶者除く）分を計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。詳しくは、国税庁の定額減税特設サイト掲載の「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中途就職により、他社分の給与等を合算している場合は、事業所名・支払金額・社会保険料・源泉徴収税額（2社以上ある場合はそれぞれの内訳）を記入してください。記入がない場合は、合算していないものと判断します。・ 同一生計配偶者（控除対象配偶者除く）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者控除の適用を受ける場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。【(例) 氏名 (同配)】・ 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のとおり記入してください。 【扶養親族のうち年齢23歳未満又は特別障害者の場合：(例) 氏名 (調整)】など・ 租税条約に基づいて市県民税の免除を受ける方は、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。また、「租税条約に関する届出書」も併せて提出してください。・ 普通徴収の方については、摘要欄に普通徴収と記入してください。
⑥ 住宅借入金等特別控除について
<ul style="list-style-type: none">・ 所得税で控除しきれなかった額を市県民税から控除します。控除可能額、特別控除額、居住開始年月日及び適用区分を正しく記入してください。【適用区分：(例) 住、認、住（特）、認（特特）など】

※詳しい記入方法につきましては、国税庁ウェブサイト（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

3 特別徴収について

郡山市では、個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。

(1) 対象者の異動について

給与支払報告書を提出した後に、**特別徴収対象者に異動（退職・転勤等）が生じた場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**を令和7年4月15日（火）までに提出してください。

※ 令和6年度に納税している市区町村と、令和7年度分の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合には、**それぞれの市区町村に提出が必要**です。

(2) 納期の特例について

従業員数が常時10人未満の事業所の場合は、申請により毎月の納入ではなく、年2回の納入に変更することができます。

※ 郡山市に市県民税の滞納がある場合は承認が受けられません。

(3) 普通徴収への切替について

給与の支払いが定期的にある場合、原則として全従業員が特別徴収となりますが、以下の事由に該当する場合は普通徴収にすることができます。

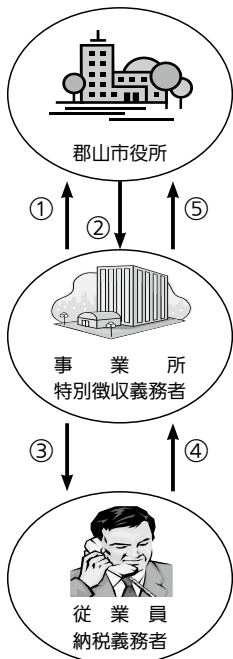
〈 普通徴収への切替理由 〉

A 給与の支払いが不定期 B 他の事業所で特別徴収(乙欄該当者) C 事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く)
D 毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者 E 退職予定者(令和7年5月31日時点) F 退職者

特別徴収と普通徴収の区分方法は、以下のとおりです。

- ◆ 紙で提出 ⇒ 特別徴収と普通徴収の間に仕切紙を挟み、該当者の個人別明細書の摘要欄に普通徴収と記入する。
- ◆ 電子申告 ⇒ 個人別明細書の徴収区分に普通徴収を設定する。

特別徴収による納入のしくみ



- ① 給与支払報告書の提出
事業所は、前年中の給与支払金額を令和7年1月31日（金）までに報告してください。
- ② 特別徴収税額の事業所への通知
令和7年5月中旬に、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書を事業所宛てに郵送します。
- ③ 特別徴収税額の本人への通知
②で郵送された特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を令和7年5月31日までに従業員へお渡しください。
- ④ 税額の徴収
従業員の市県民税を12回に分けて、毎月の給与支払の際に差引きしてください。（令和7年6月から令和8年5月までの差引きが令和7年度分になります。）
- ⑤ 税額の納入
従業員から差引きした市県民税額を徴収した月の翌月10日までに金融機関等に納入してください。

(4) その他

外国人従業員が帰国等の事由により退職される場合、未徴収税額の一括徴収及び納税管理人の選任の手続きにご協力ください。